令和７年（ワ）第３６７２３号　損害賠償請求事件

原告　部落解放同盟　　外９名

被告　示現舎合同会社　外２名

原告ら準備書面４

（不法行為の特定）

２０２６年９月２４日

東京地方裁判所民事３１部乙合Ｄ係　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　河　村　　健　夫

同　山　本　志　都

同　指　宿　　昭　一

同　中　井　　雅　人

本書面において、原告らは、訴状及び原告ら準備書面１において主張した不法行為についてその内容を補足する。

第１　継続する一連の不法行為であること

原告らは、その準備書面１において消滅時効との関係で訴状における主張を敷衍し、以下のとおり主張している。

「これを不法行為の成立要件から見れば、被告らの「原告に関連する被差別部落の地名リストを公開する」との行為は単に２０１６年の出版予告等に尽きるものではなく、継続する不法行為として現時点もなお不法行為自体が継続中と見るべきである。また、仮に２０１６年の行為とその後の被告らの各種行為が分断して理解されることがあったとしても、原告らが被告らの２０１６年以降の行為によっても「実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ」た状態にあることは明らかであるから、被告らの不法行為による結果発生は２０１６年以降現在に至るまで連綿と生じているのである。よって「結果（損害）の発生」の観点からも被告らの行為が消滅時効にかかることはあり得ない。

そして、かかる主張を前提に、被告らによる求釈明に対し下記のとおり対応した。

（求釈明３について）

原告らが被告らの「復刻版全国部落調査」の出版計画を知った時期は２０１６年の春である。なお、①被告らの加害行為が２０１６年春の出版予告やインターネット上でのデータばら撒き行為に尽きるものではないことはすでに触れたとおりである。

（求釈明４について）

令和６年１２月７日付記事について原告は、①主意的に原告らによる一連の不法行為の一部を構成すると主張し、②予備的に一連の行為と認められないとしても独立した不法行為であると主張している。予備的主張を前提とした場合の侵害行為は同記事の掲載、侵害対象は原告ら、損害内容及び各被告との関係は当該記事により原告らに訴状記載の損害を生じさせたことである。

すなわち、原告による不法行為に関する主張は主位的に一連の不法行為（継続する不法行為）であるところ、その具体的内容は下記のとおりである。

第２　被告らによる継続する不法行為「被差別部落の地名晒し」

（１）「復刻版　全国部落調査」出版の企て

① 被告らは、遅くとも２０１６年２月８日までに、インターネット上の「示現舎」名義のホームページ上に「復刻版　全国部落調査」の出版を告知する記事を掲載して全国の被差別部落の地名リストを出版する旨の告知を行った

② 上記出版が裁判所による仮処分命令によって仮に禁止されると、ヤフーオークション（インターネット上におけるネットオークション）の場を利用し、当該書籍に関するデータを印字した印刷物をネットオークションにかけた

③ 同様に、「全国部落解放協議会５年のあゆみ」と題して、「復刻版　全国部落調査」の記載内容に僅か１１ページ分別の記事を追加した書籍を別書籍と強弁して発行した

④ 「復刻版　全国部落調査」の電子データにつき、裁判所の仮処分によって仮に削除することを命令されると、「印刷用データを公開します。欲しい方は各自制作してください」とツイートして当該電子データをインターネット上で拡散させようとした

（以上、２０１６年の行為）

（２）２０２１年９月２７日の上記事件に関する東京地方裁判所判決が「復刻版　全国部落調査」に掲載された都府県のうち２５府県の出版およびデータ配布の差止を認めたことに対し、示現舎ホームページに投稿した動画内で、

「全国部落調査を解禁させるというのが自分のミッション」「非公開にならなかった部分に関しては、堂々と公表しましょう」「（訴訟の）ゴールは（復刻版全国部落調査の）全面的な解禁ですから」

旨の発言を行い、

（以上、２０２１年の行為）

（３）２０２３年６月２８日の上記事件に関する東京高等裁判所判決が「復刻版　全国部落調査」に掲載された都府県のうち３１府県の出版およびデータ配布の差止を認め

たことに対し、示現舎ホームページに投稿した動画内で

「(判決を) 逆手にとって儲ける」「収益化を考える」「永遠のブルーオーシャン」「(差止対象から外れた) 静岡県の部落とかいう本なら余裕で出せる」「(差止対象となった) 神奈川県でも出しますよ」

旨の発言を行い

(以上、２０２３年の行為)

(4) ２０２４年１２月６日の上記事件に関する最高裁判所決定が当該事件に関する東京高裁判決を是認したことに対し、示現舎ホームページに投稿した動画内で

「出版禁止になっていない地域なら購入できるだろう」「まだまだやることはありますよね。その仮処分なんかの後処理だとか、あとまたあの部落探訪に関しても色々訴えられてるけど、もう本当容赦しない」「地域、部落って言うと、このチャンネルBANされるんで、そのま、そういうことを言わないか、あるいはちゃんと学術的なね、あの解説をするっていうテイでこのチャンネルをやっていく」

旨の発言を行った。

(以上、２０２４年の行為)

上記の各行為は、①被告宮部という同一の主体により、②繰り返し「復刻版　全国部落調査」掲載の被差別部落の地名一覧表を公表するとの内容が表明され、③「復刻版　全国部落調査」の出版差止が最高裁判所に是認されてもなお、差止の対象となった都府県はもとより、出版の差止対象とならなかった都府県(発言では「静岡県」)をも出版あるいはネット上でのデータばらまきを予告する内容であって、一連の行為は被告らによる「復刻版　全国部落調査」掲載の被差別部落の地名一覧表に関する公表への強固な執念に基づいており、内容的にも被差別部落の地名一覧表を世の中に晒す点で一致した言動を反復していることから、上記行為は優に一連の行為として評価できる。

以　上